

第2 行政評価・監視の結果

1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化

(1) 畜産物の輸入検査の適正化

勸	告	説明図表番号
【制度の概要】 農林水産省は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、海外の伝染性疾病発生の情報収集、対日輸出施設の査察、輸入禁止や輸入時の衛生条件の設定等に加え、輸入された畜産物等を対象とした輸入検査を行うことにより、同法第 5 条に規定される監視伝染病（以下「監視伝染病」という。）（注 1）の国内への侵入の水際での防止を図ることとしている。 監視伝染病の病原体が国内に侵入した場合、国内の家畜に大きな被害を与え、食料の安定供給に支障を及ぼすこともあることから、これを水際で防止するための輸入検査は、食の安全の確保を図る上で重要な施策である。 （注 1） 「監視伝染病」とは、家畜伝染病予防法第 2 条に規定される伝染性疾病（家畜伝染病）及び家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病（届出伝染病）の総称である。 これらの水際対策のうち輸入検査は、農林水産大臣が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 45 条により指定する動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等を対象に、輸入者からの届出を受けた動物検疫所の家畜防疫官が、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を行うものである。 動物検疫所は、全国 30 か所（本所、6 支所、17 出張所及び 6 分室）に置かれ、家畜伝染病予防法に基づく動物・畜産物の輸入検査のほか、①狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく輸出入動物に対する狂犬病検査、②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく輸出入動物に対する検査（サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査）等の業務を行っている。 畜産物（注 2）については、家畜伝染病予防法に基づき、「畜産物の輸入検査要領」（平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号動物検疫所長通知。以下「輸入検査要領」という。）により、次の手順で検査を行うこととされている。 （注 2） 本細目において「畜産物」とは、家畜伝染病予防法第 37 条に基づき農林水産大臣の指定する物（指定検疫物）のうち骨肉卵皮毛類をいう。 ① 書類検査 輸入禁止品に該当しないか、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されているかなどについて、輸入者から提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の書類を基に検査を行う（家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条及び第 40 条、輸入検査要領 3 (1)）。 ② 現物検査 書類検査に合格したものについて、次の検査を行う（家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条及び第 40 条、輸入検査要領 3 (2)イ(イ)）。		表 1－(1)－①
		表 1－(1)－②

i) 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と現物の外装表示及び指定検疫物票（あらかじめ輸入者等に指示することにより貨物に取り付け表示させた当該貨物の品名、個数、重量等を記載した票）との照合検査

ii) 輸入検査申請量のおおむね 0.5%に相当する割合の量の畜産物を無作為に抽出して、その梱包の状態、種類、性状、異物の混入、その他の異常の有無についての検査

③ 精密検査

現物検査の結果、監視伝染病の病原体による汚染の有無について精密検査の必要性を認めた場合は、材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行う（家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条及び第 40 条、輸入検査要領 3 (2) ウ）。

【調査結果】

ア 輸入畜産物の検査件数等の推移

今回調査した動物検疫所 25 か所（本所、6 支所、14 出張所及び 4 分室）における平成 15 年から 17 年までの輸入畜産物を品目（骨類、肉類、臓器類、卵類、ミール類及び動物性加工たん白の 6 品目（注 3））別にみると、検査の件数及び数量の推移は、表 1 のとおりとなっており、肉類が 3 か年とも件数で約 8 割、数量で約 7 割を占めている。

（注 3） 輸入畜産物の品目としては、上記 6 品目以外に、毛類、皮類及びその他の畜産物（血液、血清、試験研究用卵等）があるが、いずれも食用とはならないことから、集計から除外した（以下同じ。）。

表 1 品目別にみた輸入検査の件数及び数量の推移（動物検疫所：25 か所分）

（単位：件、千 t、%）

区分 \ 年		平成 15		平成 16		平成 17	
		平成 15	割合	平成 16	割合	平成 17	割合
件数	骨類	3,797	1.96	3,138	1.87	3,594	1.86
	肉類	160,610	83.08	135,853	81.12	157,808	81.49
	臓器類	12,617	6.53	11,618	6.94	13,193	6.81
	卵類	588	0.30	546	0.33	1,521	0.79
	ミール類	89	0.05	96	0.06	133	0.07
	動物性加工たん白	15,626	8.08	16,219	9.68	17,397	8.98
	計	193,327	100.00	167,470	100.00	193,646	100.00
数量	骨類	59	1.89	52	1.83	51	1.58
	肉類	2,187	69.94	2,042	71.67	2,312	71.49
	臓器類	68	2.17	52	1.83	70	2.16
	卵類	11	0.35	10	0.35	34	1.05
	ミール類	0	0.00	0	0.00	1	0.03
	動物性加工たん白	803	25.68	692	24.29	767	23.72
	計	3,127	100.00	2,849	100.00	3,234	100.00

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 数量は千 t 未満の量を四捨五入したため（500 t 未満は 0 t として計上した。）、計と内訳は一致しない。
 4 「割合」は小数点以下第 3 位を四捨五入した（0.005% 未満は 0.00% として計上した。）ため、全品目の合計値が 100% とならない場合がある。

輸入畜産物の検査の結果について、不合格となった畜産物の割合（不合格率）を上記 6 品目別にみると、平成 15 年から 17 年までの 3 か年においては、表 2 のとおり、

表 1－(1)－③

表 1－(1)－④

表 1－(1)－⑤

件数、数量共に、ミール類が他の品目に比べて高くなっている。

表2 輸入畜産物の品目別の不合格率（動物検疫所：25 か所分）

（単位：％）

区分		年		
		平成 15	平成 16	平成 17
件数	骨類	1.4	2.5	1.3
	肉類	1.5	2.4	1.2
	臓器類	1.0	1.7	0.7
	卵類	5.3	2.2	1.7
	ミール類	12.4	8.3	10.5
	動物性加工たん白	0.7	0.5	0.3
数量	骨類	0.5	1.0	1.4
	肉類	0.3	0.9	0.0
	臓器類	0.2	2.5	0.0
	卵類	0.2	0.0	0.0
	ミール類	1.2	1.0	15.4
	動物性加工たん白	0.1	0.1	0.0

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 小数点以下第2位を四捨五入した。このため、不合格となったものがあるが、不合格率は「0.0」となっている品目（平成16年：卵類、平成17年：肉類、臓器類、卵類及び動物性加工たん白）がある。

イ 輸入検査の適正化

（7）現物検査の実施状況

a 検査時の検体抽出状況及び抽出数量の記録状況

輸入畜産物の現物検査は、畜産物の全輸入数量を対象に検査するものではなく、輸入検査要領において、原則として、輸入検査申請量のおおむね0.5%に相当する数量の畜産物を検体として抽出して検査を行うこととされている。

この検査方法は、抽出した検体を、貨物全体を代表するものとみなして検査を行うものである。このため、実際の検査において、定められた数量のとおり検体の抽出を行い、かつ、そのことを検査終了後に確認することができるよう抽出数量を記録しておくことは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられる。

今回、動物検疫所25か所における現物検査の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 冷蔵の豚肉について、一つの部位につき1梱包のみを抽出したため、輸入検査申請量の0.5%に相当する量の検体を抽出していないもの（1出張所）
- ② 箱詰め豚肉について、輸入検査申請量の0.5%に相当する量を抽出しているが、その一部のみを開梱し内容物の検査を行っていたことから、0.5%に満たない量の検体しか抽出していないもの（1出張所）

一方、上記2出張所以外の動物検疫所23か所では、現物検査においては常に輸入検査要領が定める数量の検体を抽出していると説明している。

しかし、調査対象とした動物検疫所25か所すべてにおいて、現物検査で抽出した数量を記録しておらず、このため、実際に0.5%に相当する数量が抽出さ

表1－(1)－⑥

れたか否かを検証することができない状況となっており、上記の事例がまれないものであるか確認できない。

輸入検査が、輸入検査要領に基づき、適正に実施されているか否かの検証ができることは、食の安全の観点から重要であるが、現物検査における検体の抽出数量を記録すべきことは明確になっておらず、当該検証ができない状況となっている。

b 抜き打ち検査の実施割合

輸入検査要領においては、家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 3 号及び第 6 号において規定される畜産物（注 4）であって、特定の悪性伝染病が発生していない地域から直接又は当該伝染病の発生地域を経由しないで輸入されるもののうち、肉、臓器及び脂肪については、輸入検査の総申請件数のおおむね 60%を抽出し、現物検査を行うこととされている（この現物検査を「抜き打ち」という。）。

（注 4） 輸入検査要領における「（家畜伝染病予防法施行）規則第 45 条第 3 号の骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器（ケーシングを含む。）並びに同条第 6 号のソーセージ、ハム及びベーコン」をいう。

今回、抜き打ち検査について、平成 15 年から 17 年までの間に抜き打ち検査を実施した動物検疫所 19 か所（本所、6 支所、11 出張所及び 1 分室）が検疫業務を担当する 28 指定港（注 5）における実施状況を調査した結果、動物検疫手続電算処理システムの設定に関する誤解や輸入検査件数の増加等により、肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査を実施したものが、総申請件数の 50%未満にとどまっている指定港が、平成 15 年に 3 指定港、16 年に 4 指定港、17 年に 1 指定港みられた。このうち、1 指定港は 3 年連続で 50%未満となっていた。

（注 5） 指定港とは、家畜伝染病予防法施行規則第 47 条により指定される港及び飛行場であり、家畜伝染病予防法第 38 条において、指定検疫物は、原則として指定港以外の場所で輸入してはならないと規定されている。

しかし、農林水産省は、このような指定港における抜き打ち検査の実施状況を把握するための調査を実施しておらず、動物検疫所に対し輸入検査要領に基づく適正な検査の実施について指導等を行っていない。

(イ) 検査の内容及び結果に対する確認・点検

輸入停止措置がとられていたアイルランド産めん羊肉について、平成 15 年に家畜防疫官が誤って輸入検疫証明書を交付した事案があったことから、農林水産省は、動物検疫所本所に対し、「アイルランド産めん羊肉の輸入検疫対応について」（平成 16 年 7 月 9 日付け 16 消安第 3198 号消費・安全局衛生管理課長通知）を発出し、不適切な事例がないかどうかを一斉点検し、輸入検疫業務運用の的確な見直しを含め再発防止に万全を期すよう指導している。これを受け、動物検疫所本所は、支所、出張所等に対し、「畜産物検査業務の再点検と業務見直しについて」

表 1 - (1) - ⑦

表 1 - (1) - ⑧

表 1 - (1) - ⑨

表 1 - (1) - ⑩

(平成 16 年 7 月 9 日付け企画連絡室企画調整課長事務連絡)を発出し、不適正な検査対応の再発防止を図るため、書類検査又は検査済み申請書の再チェック(検査の適正性の確認・点検)体制とその実施方法について、再点検を行い、その結果を踏まえた業務の見直しを行うよう指導している。

今回、複数の家畜防疫官が配置されている動物検疫所 19 か所(本所、6 支所、11 出張所及び 1 分室)における書類検査の適正性の確認・点検の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 動物検疫所 15 か所(本所、5 支所、8 出張所及び 1 分室)では、書類検査の適正性の確認・点検のために、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させる方法を採用することとしている。

しかし、確認・点検の実施状況をみると、その実施割合が、現物検査の全実施件数の 50%未満にとどまっている動物検疫所が 6 か所(2 支所、3 出張所及び 1 分室)あり、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた。

- ② 一方、動物検疫所 4 か所(1 支所及び 3 出張所)では、書類検査終了後に、検査を実施したすべての畜産物に係る輸入検査申請書及び添付書類を検査担当家畜防疫官以外の家畜防疫官が閲覧し、決裁処理を行うことにより、書類検査の適正性の確認・点検を実施していた。

上記(ア)及び(イ)において、輸入検査要領に則した検査が行われていない状況並びに書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた原因は、畜産物の輸入検査に関し、動物検疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、検査の方法や内容が輸入検査要領等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みがないことが考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、畜産物の輸入検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 動物検疫所に対し、畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 畜産物の現物検査における抽出数量が輸入検査要領に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 動物検疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること。
- ④ 動物検疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

表 1—(1)—⑪

○家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

第 36 条（輸入禁止） 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した第 37 条第 1 項各号の物であつて農林水産大臣の指定するもの
 - 二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾患の病原体
 - イ 監視伝染病の病原体
 - ロ 家畜の伝染性疾患の病原体であつて既に知られているもの以外のもの
- 2 前項但書の許可を受けて輸入する場合には、同項の許可を受けたことを証明する書面を添えなければならない。
- 3 第 1 項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。

第 37 条（輸入のための検査証明書の添付） 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
 - 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
 - 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物
- 2 （略）

第 40 条（輸入検査） 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、現状のままで、家畜防疫官から第 36 条及び第 37 条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。（以下略）

2～3 （略）

○家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 35 号）

第 45 条（指定検疫物） 法第 37 条第 1 項の指定検疫物は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる動物及びその死体
 - イ 偶蹄類の動物及び馬
 - ロ 鶏、うずら、だちよう及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示にしたがいその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ニ 兎（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示にしたがいその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
- 二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類の卵
- 三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- 四 第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
- 五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- 六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン
- 七～八 （略）

（注） 1 下線は、当省が付した。

2 偶蹄類の動物とは、牛、豚、緬羊、山羊、きりん、鹿、らくだ、らま、猪、かば等の動物をいう。

表 1－(1)－② 輸入検査要領が規定する書類検査、輸入検査及び精密検査の内容

(1) 書類検査

- ア 家畜防疫官は、輸入者より提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の添付書類について、家畜伝染病予防法第 36 条違反（輸入禁止品）及び第 37 条違反（輸出国政府機関発行の検査証明書の不添付）の有無の検査並びに記載内容の照合確認を行い、かつ、家畜衛生条件の定められているものにあつては、その条件を満たしているか否かについて検査するものとする。
- イ 前記アの書類検査を終了したものについて、後記(2)の輸入検査を実施する。

(2) 輸入検査

ア 臨船（機）検査

家畜防疫官は、輸入される畜産物が輸送途中輸入禁止品との混載等により家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがある場合には、家畜伝染病予防法第 41 条の規定により当該畜産物を搭載する船舶又は航空機内で陸揚げに先立って検査を行うものとする。

イ 輸入検査場所での検査

家畜防疫官は家畜伝染病予防法第 40 条の規定による検査を次により行うものとする。

(ア) 封印の確認

コンテナ等で輸送されたものであって、コンテナ等に付された封印の確認を必要とするものについては、開封前又は輸入港以外の輸入検査場所での送致前にその確認を行うものとする。

(イ) 現物検査

- a 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と梱包外装表示及び指定検疫物票との照合検査を行う。
- b 輸入検査申請量（梱包されているものにあつては梱包数）のおおむね 0.5%に相当する割合を無作為に抽出し、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む）、異物の混入、その他の異常の有無について検査を行うものとする。

なお、数量が 3 梱包に満たない場合にあつては全量検査するものとする。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、前記イの(イ)の検査において、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されているか否かについて、更に精密検査を実施する必要があると認めた場合は、必要な限度において材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行うものとする。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 輸入検査要領に基づき、当省が作成した。

表 1－(1)－③

畜産物の輸入検査件数及び数量の推移（全国計）

（単位：件、t、％）

年		平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
件数	貨物	322, 171 (100. 0)	337, 391 (104. 7)	322, 303 (100. 0)	363, 430 (112. 8)	369, 540 (114. 7)
	ギャベージを除く (a)	219, 619 (100. 0)	227, 982 (103. 8)	201, 637 (91. 8)	222, 964 (101. 5)	217, 066 (98. 8)
	不合格件数 (b)	2, 077	2, 941	3, 950	2, 396	2, 661
	不合格率 (b/a)	0. 95	1. 29	1. 96	1. 07	1. 23
	携帯品 (c)	81, 497 (100. 0)	73, 975 (90. 8)	41, 606 (51. 1)	40, 460 (49. 6)	31, 461 (38. 6)
	不合格件数 (d)	17, 665	18, 734	22, 488	22, 112	22, 713
	不合格率 (d / c)	21. 68	25. 32	54. 05	54. 65	72. 19
	郵便物 (e)	11, 380 (100. 0)	13, 268 (116. 6)	15, 468 (135. 9)	15, 691 (137. 9)	19, 690 (173. 0)
	不合格件数 (f)	8, 536	10, 036	12, 707	13, 505	17, 855
	不合格率 (f / e)	75. 01	75. 64	82. 15	86. 07	90. 68
	計	415, 048 (100. 0)	424, 634 (102. 3)	379, 377 (91. 4)	419, 581 (101. 1)	420, 691 (101. 4)
	ギャベージを除く (g)	312, 496 (100. 0)	315, 225 (100. 9)	258, 711 (82. 8)	279, 115 (89. 3)	268, 217 (85. 8)
	不合格件数 (h)	28, 278	31, 711	39, 145	38, 013	43, 229
	不合格率 (h / g)	9. 05	10. 06	15. 13	13. 62	16. 12
数量	貨物	3, 570, 749 (100. 0)	3, 763, 653 (105. 4)	3, 466, 280 (97. 1)	3, 682, 452 (103. 1)	3, 576, 203 (100. 2)
	ギャベージを除く (i)	3, 560, 288 (100. 0)	3, 750, 692 (105. 3)	3, 452, 199 (97. 0)	3, 667, 726 (103. 0)	3, 561, 407 (100. 0)
	不合格数量 (j)	5, 117	9, 499	22, 248	2, 882	2, 340
	不合格率 (j / i)	0. 14	0. 25	0. 64	0. 08	0. 07
	携帯品 (k)	192 (100. 0)	200 (104. 2)	166 (86. 5)	212 (110. 4)	159 (82. 8)
	不合格数量 (l)	33	38	51	42	38
	不合格率 (l / k)	17. 19	19. 00	30. 72	19. 81	23. 90
	郵便物 (m)	49 (100. 0)	51 (104. 1)	36 (73. 5)	32 (65. 3)	31 (63. 3)
	不合格数量 (n)	19	13	16	19	25
	不合格率 (n / m)	38. 78	25. 49	44. 44	59. 38	80. 65
	計	3, 570, 990 (100. 0)	3, 763, 904 (105. 4)	3, 466, 482 (97. 1)	3, 682, 696 (103. 1)	3, 576, 393 (100. 2)
	ギャベージを除く (o)	3, 560, 529 (100. 0)	3, 750, 942 (105. 3)	3, 452, 401 (97. 0)	3, 667, 970 (103. 0)	3, 561, 598 (100. 0)
	不合格数量 (p)	5, 169	9, 550	22, 315	2, 943	2, 403
	不合格率 (p / o)	0. 15	0. 25	0. 65	0. 08	0. 07

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 () 内は、平成 14 年の件数又は数量を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

3 ギャベージは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。

4 数量は、重量 (t) で計測している品目のみ計上した。

表 1－(1)－④

畜産物の品目別輸入検査件数及び数量の推移（全国計）

○ 検査件数

（単位：件）

区分	品目	輸入 形態	年				
			平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
検査合格品	骨類	貨物	3,923(100.0)	3,899(99.4)	3,149(80.3)	3,600(91.8)	3,232(82.4)
		郵便物	14	6	9	5	10
		携帯品	4	6	7	5	2
		計	3,941(100.0)	3,911(99.2)	3,165(80.3)	3,610(91.6)	3,244(82.3)
	肉類	貨物	163,724(100.0)	168,236(102.8)	140,758(86.0)	162,518(99.3)	158,684(96.9)
		郵便物	762	972	116	123	80
		携帯品	46,660	41,330	10,402	9,863	4,639
		計	211,146(100.0)	210,538(99.7)	151,276(71.6)	172,504(81.7)	163,403(77.4)
	臓器類	貨物	12,025(100.0)	12,918(107.4)	11,700(97.3)	13,396(111.4)	11,228(93.4)
		郵便物	3	4	3	4	2
		携帯品	16	97	26	17	23
		計	12,044(100.0)	13,019(108.1)	11,729(97.4)	13,417(111.4)	11,253(93.4)
	卵類	貨物	738(100.0)	632(85.6)	602(81.6)	1,581(214.2)	582(78.9)
		郵便物	21	59	9	0	8
		携帯品	13	3	1	1	2
		計	772(100.0)	694(89.9)	612(79.3)	1,582(204.9)	592(76.7)
	ミール類	貨物	118(100.0)	88(74.6)	93(78.8)	119(100.8)	97(82.2)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	118(100.0)	88(74.6)	93(78.8)	119(100.8)	97(82.2)
	動物性加工たん白	貨物	18,212(100.0)	17,190(94.4)	17,779(97.6)	17,821(97.9)	22,710(124.7)
		郵便物	10	3	4	2	7
		携帯品	0	3	3	2	2
		計	18,222(100.0)	17,196(94.4)	17,786(97.6)	17,825(97.8)	22,719(124.7)
	その他	貨物	18,802(100.0)	22,078(117.4)	23,606(125.6)	21,533(114.5)	17,872(95.1)
		郵便物	2,034	2,188	2,620	2,052	1,728
		携帯品	17,139	13,802	8,679	8,460	4,080
		計	37,975(100.0)	38,068(100.2)	34,905(91.9)	32,045(84.4)	23,680(62.4)
	計	貨物	217,542(100.0)	225,041(103.4)	197,687(90.9)	220,568(101.4)	214,405(98.6)
		郵便物	2,844	3,232	2,761	2,186	1,835
		携帯品	63,832	55,241	19,118	18,348	8,748
		計	284,218(100.0)	283,514(99.8)	219,566(77.3)	241,002(84.8)	224,988(79.2)
検査不合格品		貨物	2,077(100.0)	2,941(141.6)	3,950(190.2)	2,396(115.4)	2,661(128.1)
		郵便物	8,536	10,036	12,707	13,505	17,855
		携帯品	17,665	18,734	22,488	22,112	22,713
		計	28,278(100.0)	31,711(112.1)	39,145(138.4)	38,013(134.4)	43,229(152.9)
ギャベージ		貨物	102,552(100.0)	109,409(106.7)	120,666(117.7)	140,466(137.0)	152,474(148.7)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	102,552(100.0)	109,409(106.7)	120,666(117.7)	140,466(137.0)	152,474(148.7)
計		貨物	322,171(100.0)	337,391(104.7)	322,303(100.0)	363,430(112.8)	369,540(114.7)
		郵便物	11,380(100.0)	13,268(116.6)	15,468(135.9)	15,691(137.9)	19,690(173.0)
		携帯品	81,497(100.0)	73,975(90.8)	41,606(51.1)	40,460(49.6)	31,461(38.6)
		計	415,048(100.0)	424,634(102.3)	379,377(91.4)	419,581(101.1)	420,691(101.4)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「検査合格品」の「その他」は、皮類、毛類、その他の畜産物、その他の物、稲わら等の合計である。

3 ()内は、平成 14 年値を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

4 ギャベージは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。

○ 検査数量

(単位：t)

区分	品目	輸入 形態	年				
			平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
検査合格品	骨類	貨物	56,606(100.0)	60,329(106.6)	52,998(93.6)	52,232(92.3)	51,067(90.2)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	1	0	0	0
		計	56,606(100.0)	60,329(106.6)	52,999(93.6)	52,232(92.3)	51,068(90.2)
	肉類	貨物	2,306,900(100.0)	2,357,457(102.2)	2,168,835(94.0)	2,428,438(105.3)	2,297,336(99.6)
		郵便物	1	1	0	0	0
		携帯品	67	58	26	74	22
		計	2,306,969(100.0)	2,357,517(102.2)	2,168,861(94.0)	2,428,512(105.3)	2,297,358(99.6)
	臓器類	貨物	53,904(100.0)	70,153(130.1)	53,097(98.5)	71,887(133.4)	54,340(100.8)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	1	0	0	0
		計	53,904(100.0)	70,154(130.1)	53,097(98.5)	71,887(133.4)	54,340(100.8)
	卵類	貨物	14,636(100.0)	12,594(86.0)	12,289(84.0)	36,332(248.2)	11,737(80.2)
		郵便物	0	1	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	14,636(100.0)	12,595(86.1)	12,289(84.0)	36,332(248.2)	11,737(80.2)
	ミール類	貨物	458(100.0)	221(48.3)	221(48.3)	439(95.9)	202(44.1)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	458(100.0)	221(48.3)	221(48.3)	439(95.9)	202(44.1)
	動物性加工たん白	貨物	869,336(100.0)	903,548(103.9)	811,213(93.3)	790,150(90.9)	1,002,358(115.3)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	869,336(100.0)	903,549(103.9)	811,213(93.3)	790,150(90.9)	1,002,359(115.3)
	その他	貨物	253,331(100.0)	336,889(133.0)	331,298(130.8)	285,365(112.6)	142,026(56.1)
		郵便物	29	35	19	12	6
		携帯品	91	103	88	96	99
		計	253,451(100.0)	337,028(133.0)	331,405(130.8)	285,473(112.6)	142,131(56.1)
	計	貨物	3,555,171(100.0)	3,741,193(105.2)	3,429,952(96.5)	3,664,844(103.1)	3,559,067(100.1)
		郵便物	31	37	19	12	6
		携帯品	159	162	115	170	121
		計	3,555,360(100.0)	3,741,392(105.2)	3,430,086(96.5)	3,665,027(103.1)	3,559,195(100.1)
検査不合格品		貨物	5,117(100.0)	9,499(185.6)	22,248(434.8)	2,882(56.3)	2,340(45.7)
		郵便物	19	13	16	19	25
		携帯品	33	38	51	42	38
		計	5,169(100.0)	9,550(184.8)	22,315(431.7)	2,943(56.9)	2,403(46.5)
ギャベージ		貨物	10,462(100.0)	12,962(123.9)	14,081(134.6)	14,726(140.8)	14,796(141.4)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	10,462(100.0)	12,962(123.9)	14,081(134.6)	14,726(140.8)	14,796(141.4)
計		貨物	3,570,749(100.0)	3,763,653(105.4)	3,466,280(97.1)	3,682,452(103.1)	3,576,203(100.2)
		郵便物	49(100.0)	51(104.1)	36(73.5)	32(65.3)	31(63.3)
		携帯品	192(100.0)	200(104.2)	166(86.5)	212(110.4)	159(82.8)
		計	3,570,990(100.0)	3,763,904(105.4)	3,466,482(97.1)	3,682,696(103.1)	3,576,393(100.2)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「検査合格品」の「その他」は、皮類、毛類、その他の畜産物、その他の物、稲わら等の合計である。

3 数量は、重量（t）で計測している品目のみ計上した。また、1 t未満の量を四捨五入したため（0.5 t未満は0 tとして計上した。）、計と内訳が一致しない。

4 （ ）内は、平成 14 年値を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

5 ギャベージは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。

表 1－(1)－⑤ 畜産物（貨物）の品目別の輸入検査における合否の状況（動物検疫所：25 か所分）

○検査等件数

(単位：件、%)

品目	区分	年	輸入検査申請		現物検査合格件数		検査不合格件数 (b)		検査不合格率 (b/a)	
			件数 (a)	現物検査 省略件数	うち精密検査 (c)	うち精密検査 (d)	精密検査不 合格数 (d/c+d)	精密検査不 合格率 (d/c+d)		
肉類	牛肉	平成 15	58,492(100.0)	23,881	33,991	0	620	0	1.1	—
		平成 16	34,005(58.1)	13,543	19,054	1	1,408	0	4.1	0
		平成 17	36,495(62.4)	15,421	20,509	2	565	2	1.5	50.0
		3年間計	128,992	52,845	73,554	3	2,593	2	2.0	40.0
	豚肉	平成 15	34,423(100.0)	6,573	27,673	0	177	0	0.5	—
		平成 16	39,564(114.9)	6,208	33,135	0	221	0	0.6	—
		平成 17	41,262(119.9)	15,976	25,027	1	259	0	0.6	0
		3年間計	115,249	28,757	85,835	1	657	0	0.6	0
	めん羊肉	平成 15	1,400(100.0)	505	886	0	9	0	0.6	—
		平成 16	1,289(92.1)	471	804	0	14	0	1.1	—
		平成 17	1,957(139.8)	821	1,120	0	16	1	0.8	100.0
		3年間計	4,646	1,797	2,810	0	39	1	0.8	100.0
	山羊肉	平成 15	24(100.0)	12	11	0	1	0	4.2	—
		平成 16	19(79.2)	6	13	0	0	0	0	—
		平成 17	26(108.3)	6	20	0	0	0	0	—
		3年間計	69	24	44	0	1	0	1.4	—
	その他の偶蹄類の肉	平成 15	162(100.0)	21	130	0	11	0	6.8	—
		平成 16	104(64.2)	9	91	0	4	0	3.8	—
		平成 17	85(52.5)	5	77	0	3	0	3.5	—
		3年間計	351	35	298	0	18	0	5.1	—
	偶蹄類の加熱処理肉	平成 15	2,331(100.0)	0	2,314	1	17	0	0.7	0
		平成 16	4,070(174.6)	0	4,033	61	37	0	0.9	0
		平成 17	5,155(221.1)	0	5,140	152	15	1	0.3	0.7
		3年間計	11,556	0	11,487	214	69	1	0.6	0.5
	ハム	平成 15	1,140(100.0)	13	950	0	177	0	15.5	—
		平成 16	1,252(109.8)	46	1,073	3	133	0	10.6	0
		平成 17	1,439(126.2)	145	1,138	2	156	0	10.8	0
		3年間計	3,831	204	3,161	5	466	0	12.2	0
	ソーセージ	平成 15	3,839(100.0)	462	2,887	2	490	1	12.8	33.3
		平成 16	3,581(93.3)	302	2,869	7	410	0	11.4	0
		平成 17	4,161(108.4)	452	3,392	22	317	3	7.6	12.0
		3年間計	11,581	1,216	9,148	31	1,217	4	10.5	11.4
	ベーコン	平成 15	668(100.0)	121	517	1	30	0	4.5	0
		平成 16	678(101.5)	79	573	0	26	0	3.8	—
		平成 17	794(118.9)	130	638	1	26	0	3.3	0
		3年間計	2,140	330	1,728	2	82	0	3.8	0
	馬肉	平成 15	1,097(100.0)	47	1,048	0	2	0	0.2	—
		平成 16	1,272(116.0)	61	1,207	0	4	0	0.3	—
		平成 17	1,385(126.3)	172	1,208	0	5	0	0.4	—
		3年間計	3,754	280	3,463	0	11	0	0.3	—
	兎肉	平成 15	671(100.0)	0	668	0	3	0	0.4	—
		平成 16	613(91.4)	0	613	0	0	0	0	—
		平成 17	550(82.0)	0	547	0	3	0	0.5	—
		3年間計	1,834	0	1,828	0	6	0	0.3	—
	家きん肉	平成 15	31,675(100.0)	364	30,824	64	487	17	1.5	21.0
		平成 16	37,569(118.6)	310	36,572	5,252	687	15	1.8	0.3
		平成 17	52,158(164.7)	976	50,717	9,066	465	19	0.9	0.2
		3年間計	121,402	1,650	118,113	14,382	1,639	51	1.4	0.4
	犬肉	平成 15	14(100.0)	0	14	0	0	0	0	—
		平成 16	8(57.1)	0	6	0	2	0	25.0	—
		平成 17	10(71.4)	0	10	0	0	0	0	—
		3年間計	32	0	30	0	2	0	6.3	—
	その他肉類	平成 15	24,674(100.0)	199	24,156	5	319	2	1.3	28.6
		平成 16	11,829(47.9)	195	11,353	191	281	8	2.4	4.0
		平成 17	12,331(50.0)	335	11,884	419	112	8	0.9	1.9
		3年間計	48,834	729	47,393	615	712	18	1.5	2.8
	肉類計	平成 15	160,610(100.0)	32,198	126,069	73	2,343	20	1.5	21.5
		平成 16	135,853(84.6)	21,230	111,396	5,515	3,227	23	2.4	0.4
		平成 17	157,808(98.3)	34,439	121,427	9,665	1,942	34	1.2	0.4
		3年間計	454,271	87,867	358,892	15,253	7,512	77	1.7	0.5
臓器類	偶蹄類の臓器	平成 15	1,632(100.0)	441	1,166	0	25	0	1.5	—
		平成 16	1,107(67.8)	344	713	0	50	0	4.5	—
		平成 17	1,240(76.0)	403	812	0	25	0	2.0	—
		3年間計	3,979	1,188	2,691	0	100	0	2.5	—
	偶蹄類の加熱臓器	平成 15	1(100.0)	0	1	0	0	0	0	—
		平成 16	0(0.0)	0	0	0	0	0	—	—
		平成 17	1(100.0)	0	0	0	1	0	100.0	—
		3年間計	2	0	1	0	1	0	50.0	—
	偶蹄類以外の臓器	平成 15	4,405(100.0)	125	4,246	0	34	0	0.8	—
		平成 16	5,117(116.2)	8	5,075	606	34	1	0.7	0.2
		平成 17	5,735(130.2)	85	5,633	799	17	1	0.3	0.1
		3年間計	15,257	218	14,954	1,405	85	2	0.6	0.1

区分 品目		年	検査不合格率 (b/a)							
			輸入検査申請件 数 (a)	現物検査 省略件数	現物検査合格件数		検査不合格件数 (b)		検査不合格率 (b/a)	
						うち精 密 検 査 (c)		うち精 密 検 査 (d)		精密検査不 合格率 (d/c+d)
臓 器 類	消化管等	平成15	3,101(100.0)	367	2,696	9	38	1	1.2	10.0
		平成16	2,360(76.1)	277	1,990	1	93	0	3.9	0
		平成17	3,174(102.4)	600	2,540	3	34	0	1.1	0
		3年間計	8,635	1,244	7,226	13	165	1	1.9	7.1
	ケーシング	平成15	1,002(100.0)	91	907	0	4	0	0.4	—
		平成16	1,201(119.9)	141	1,053	0	7	0	0.6	—
		平成17	835(83.3)	36	795	0	4	0	0.5	—
		3年間計	3,038	268	2,755	0	15	0	0.5	—
	脂肪	平成15	1,589(100.0)	145	1,436	0	8	0	0.5	—
		平成16	1,658(104.3)	276	1,372	0	10	0	0.6	—
		平成17	2,016(126.9)	711	1,301	0	4	0	0.2	—
		3年間計	5,263	1,132	4,109	0	22	0	0.4	—
	その他の 臓器類	平成15	887(100.0)	0	874	0	13	0	1.5	—
		平成16	175(19.7)	0	172	0	3	0	1.7	—
		平成17	192(21.6)	1	187	1	4	0	2.1	0
		3年間計	1,254	1	1,233	1	20	0	1.6	0
	臓器類計	平成15	12,617(100.0)	1,169	11,326	9	122	1	1.0	10.0
		平成16	11,618(92.1)	1,046	10,375	607	197	1	1.7	0.2
		平成17	13,193(104.6)	1,836	11,268	803	89	1	0.7	0.1
		3年間計	37,428	4,051	32,969	1,419	408	3	1.1	0.2
骨類	平成15	3,797(100.0)	851	2,891	0	55	0	1.4	—	
	平成16	3,138(82.6)	585	2,474	54	79	0	2.5	0	
	平成17	3,594(94.7)	965	2,584	60	45	0	1.3	0	
	3年間計	10,529	2,401	7,949	114	179	0	1.7	0	
卵類	平成15	588(100.0)	0	557	0	31	0	5.3	—	
	平成16	546(92.9)	0	534	0	12	0	2.2	—	
	平成17	1,521(258.7)	0	1,495	0	26	1	1.7	100.0	
	3年間計	2,655	0	2,586	0	69	1	2.6	100.0	
ミール類	平成15	89(100.0)	0	78	0	11	0	12.4	—	
	平成16	96(107.9)	0	88	1	8	0	8.3	0	
	平成17	133(149.4)	0	119	0	14	0	10.5	—	
	3年間計	318	0	285	1	33	0	10.4	0	
動物性加工た ん白	平成15	15,626(100.0)	11,858	3,666	310	102	19	0.7	5.8	
	平成16	16,219(103.8)	13,342	1,564	499	73	5	0.5	1.0	
	平成17	17,397(111.3)	14,671	2,679	626	47	6	0.3	0.9	
	3年間計	49,242	39,871	7,909	1,435	222	30	0.5	2.0	
その他	平成15	19,119(100.0)	3,450	15,465	0	204	0	1.1	—	
	平成16	20,575(107.6)	5,421	14,922	349	232	1	1.1	0.3	
	平成17	20,166(105.5)	6,476	13,487	462	203	13	1.0	2.7	
	3年間計	59,860	15,347	43,874	811	639	14	1.1	1.7	
ギャベージ	平成15	100,297(100.0)	—	0	0	100,297	0	100.0	—	
	平成16	111,801(111.5)	—	0	0	111,801	0	100.0	—	
	平成17	140,095(139.7)	—	0	0	140,095	0	100.0	—	
	3年間計	352,193	—	0	0	352,193	0	100.0	—	
合計	平成15	312,743(100.0)	49,526	160,052	392	103,165	40	33.0	9.3	
	平成16	299,846(95.9)	41,624	141,353	7,025	115,629	30	38.6	0.4	
	平成17	353,907(113.2)	58,387	153,059	11,616	142,461	55	40.3	0.5	
	3年間計	966,496	149,537	454,464	19,033	361,255	125	37.4	0.7	
合計(ギャベージを除く)	平成15	212,446(100.0)	49,526	160,052	392	2,868	40	1.3	9.3	
	平成16	188,045(88.5)	41,624	141,353	7,025	3,828	30	2.0	0.4	
	平成17	213,812(100.6)	58,387	153,059	11,616	2,366	55	1.1	0.5	
	3年間計	614,303	149,537	454,464	19,033	9,062	125	1.5	0.7	
合計(その他の 物及びギャベージを除く)	平成15	193,327(100.0)	46,076	144,587	392	2,664	40	1.4	9.3	
	平成16	167,470(86.6)	36,203	126,431	6,676	3,596	29	2.1	0.4	
	平成17	193,646(100.2)	51,911	139,572	11,154	2,163	42	1.1	0.4	
	3年間計	554,443	134,190	410,590	18,222	8,423	111	1.5	0.6	

- (注) 1 当省の調査した動物検疫所25か所とは、1本所、6支所、14出張所及び4分室である。
- 2 「現物検査省略重量」は、現物検査を省略し、書類検査のみ行ったものの重量である。
- 3 ()内は、平成15年値を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)
- 4 検査不合格率及び精密検査不合格率欄は、小数点以下第2位を四捨五入した。なお、「—」と計上されているものは検査実績がないもの、「0」と計上されているものは不合格実績がないもの、「0.0」と計上されているものは不合格率が0%超0.05%未満のものである。
- 5 「その他」は、毛類、皮類、その他畜産物、その他のもの、稲わら等の合計である。

○検査等数量

(単位: t、%)

品目	区分	年	輸入検査申請数量 (a)	現物検査省略数量	現物検査合格数量		検査不合格数量 (b)		検査不合格率 (b/a)	
					うち精密検査 (c)		うち精密検査 (d)		精密検査不合格率 (d/c+d)	
肉類	牛肉	平成 15	650,565(100.0)	279,092	370,682	0	791	0	0.1	—
		平成 16	447,173(68.7)	188,925	247,733	18	10,512	0	2.4	0
		平成 17	482,325(74.1)	213,898	268,396	35	31	0	0.0	0.0
		3年間計	1,580,063	681,915	886,812	53	11,334	0	0.7	0.0
	豚肉	平成 15	803,029(100.0)	138,142	664,583	0	305	0	0.0	—
		平成 16	917,715(114.3)	147,580	769,265	0	871	0	0.1	—
		平成 17	941,720(117.3)	375,052	566,105	27	563	0	0.1	0
		3年間計	2,662,464	660,774	1,999,953	27	1,739	0	0.1	0
	めん羊肉	平成 15	12,124(100.0)	4,595	7,516	0	13	0	0.1	—
		平成 16	12,726(105.0)	5,258	7,468	0	0	0	0.0	—
		平成 17	17,621(145.3)	8,109	9,511	0	2	0	0.0	0.0
		3年間計	42,471	17,962	24,495	0	14	0	0.0	0.0
	山羊肉	平成 15	178(100.0)	99	78	0	0	0	0.0	—
		平成 16	141(79.2)	50	91	0	0	0	0	—
		平成 17	188(105.6)	50	138	0	0	0	0	—
		3年間計	506	199	307	0	0	0	0.0	—
	その他の偶蹄類の肉	平成 15	349(100.0)	36	313	0	0	0	0.0	—
		平成 16	197(56.4)	16	180	0	0	0	0.0	—
		平成 17	74(21.2)	14	60	0	0	0	0.0	—
		3年間計	620	67	553	0	0	0	0.0	—
	偶蹄類の加熱処理肉	平成 15	9,977(100.0)	0	9,977	0	0	0	0.0	0
		平成 16	25,138(252.0)	0	25,038	432	100	0	0.4	0
		平成 17	32,538(326.1)	0	32,513	571	26	25	0.1	4.2
		3年間計	67,654	0	67,528	1,003	126	25	0.2	2.4
	ハム	平成 15	1,221(100.0)	9	1,207	0	6	0	0.5	—
		平成 16	1,583(129.6)	144	1,435	10	4	0	0.3	0
		平成 17	2,219(181.7)	347	1,862	13	10	0	0.5	0
		3年間計	5,023	500	4,504	23	19	0	0.4	0
	ソーセージ	平成 15	24,900(100.0)	5,166	19,684	0	52	5	0.2	100.0
		平成 16	27,911(112.1)	5,399	22,390	67	122	0	0.4	0
		平成 17	32,299(129.7)	5,531	26,760	210	7	4	0.0	1.9
		3年間計	85,110	16,095	68,834	278	181	9	0.2	3.1
	ベーコン	平成 15	1,189(100.0)	645	544	0	0	0	0.0	0
		平成 16	1,455(122.4)	611	844	0	0	0	0.0	—
		平成 17	2,110(177.5)	938	1,170	0	2	0	0.1	0
		3年間計	4,753	2,194	2,557	0	2	0	0.0	—
	馬肉	平成 15	7,362(100.0)	489	6,872	0	0	0	0.0	—
		平成 16	9,239(125.5)	760	8,478	0	1	0	0.0	—
		平成 17	9,308(126.4)	1,796	7,512	0	0	0	0.0	—
		3年間計	25,909	3,046	22,863	0	1	0	0.0	—
	兎肉	平成 15	622(100.0)	0	622	0	0	0	0.0	—
		平成 16	774(124.4)	0	774	0	0	0	0.0	—
		平成 17	429(69.0)	0	429	0	0	0	0.0	—
		3年間計	1,824	0	1,824	0	0	0	0.0	—
	家きん肉	平成 15	492,560(100.0)	8,775	479,549	1,355	4,235	311	0.9	18.7
		平成 16	502,207(102.0)	11,380	485,209	49,917	5,618	174	1.1	0.3
		平成 17	686,340(139.3)	25,631	660,368	88,462	342	73	0.0	0.1
		3年間計	1,681,107	45,786	1,625,126	139,734	10,196	558	0.6	0.4
	犬肉	平成 15	70(100.0)	0	70	0	0	0	0.0	—
		平成 16	26(37.1)	0	26	0	0	0	0.0	—
		平成 17	82(117.1)	0	82	0	0	0	0.0	—
		3年間計	179	0	179	0	0	0	0.0	—
	その他肉類	平成 15	182,906(100.0)	2,350	179,397	39	1,160	4	0.6	9.3
		平成 16	96,550(52.8)	4,304	91,357	1,097	890	16	0.9	1.4
		平成 17	104,456(57.1)	6,118	98,303	5,747	36	265	0.0	4.4
		3年間計	383,913	12,772	369,056	6,883	2,087	285	0.5	4.0
	肉類計	平成 15	2,187,052(100.0)	439,398	1,741,094	1,395	6,562	321	0.3	18.7
		平成 16	2,042,834(93.4)	364,428	1,660,288	51,541	18,118	190	0.9	0.4
		平成 17	2,311,711(105.7)	637,485	1,673,209	95,065	1,018	367	0.0	0.4
		3年間計	6,541,597	1,441,311	5,074,591	148,000	25,697	878	0.4	0.6
臓器類	偶蹄類の臓器	平成 15	5,264(100.0)	1,792	3,447	0	24	0	0.5	—
		平成 16	2,594(49.3)	865	1,547	0	182	0	7.0	—
		平成 17	2,833(53.8)	936	1,895	0	1	0	0.0	—
		3年間計	10,690	3,594	6,889	0	207	0	1.9	—
	偶蹄類の加熱臓器	平成 15	1(100.0)	0	1	0	0	0	0	—
		平成 16	0(0)	0	0	0	0	0	—	—
		平成 17	2(200.0)	0	0	0	2	0	100.0	—
		3年間計	3	0	1	0	2	0	66.7	—
	偶蹄類以外の臓器	平成 15	2,417(100.0)	14	2,374	0	28	0	1.2	—
		平成 16	3,354(138.8)	16	3,285	0	53	2	1.6	0.2
		平成 17	4,079(168.8)	40	4,039	1,333	0	0	0.0	0.0
		3年間計	9,850	71	9,697	2,431	82	2	0.8	0.1